付属資料3　（オランダ　初回締約国報告　2018年7月　付属資料3）

「限りなき参加！」　障害者権利条約の実施プログラム （JD仮訳）

Programme

UN-convention

Unlimited participation!

Implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities

目次

はじめに

１. 参加への障壁

分析と背景

２. 自分の希望と能力に基づいて参加できること

本プログラムの期待と目的

３. 7つの分野におけるアプローチ

本プログラムの行動指針

建物と住宅

労働

教育

交通

参加とアクセス

ケアと支援

組織としての国家

４. 共に歩む具体的ステップ

プログラムの実施戦略

５. 監視

６. 計画スケジュール

はじめに

オランダには約200万人の障害のある人がいる。彼らの多くは毎日の生活の中で、文字通り、そして比喩的にも、障壁に直面している。これは望ましくない状況である。人々の社会参加の機会が妨げられてはならない。

問題といっても、入り口に敷居があるといった単純なものもある。例えば、この場合には入れる他の店を探さなければならない。歓迎されていると感じられる店を。あるいは、AからBへ一人で旅行する場合もある。自分ですべてやりたいと思ってもバスや電車に乗るためのバリアを除かねばならず、また旅行に関する質の高い情報も必要である。

数多くの障壁に一度に直面すると疑問を抱く。自分の居場所はあるのかと。また、いつも助けや「好意」を求めなければならず、依存の心境が強まる。

障害のある人は、自身の人生をできる限りコントロールしたいと考えている[[1]](#footnote-2)。私たちは、社会をより利用しやすく、参加しやすくする解決策について、障害のある人が望む場合には発言できるようにしたいと考えている。障害があってもなくても、2018年、人は社会に参加でき、差別や特別扱いを受けないことを望んでいる。

私たちは、障害のある人がはっきりと感じられる改善をもたらしたいと考えている。そのためには、政府機関、企業、団体がこれまでとは異なる考え方や行動をとることが必要である。例えば、遅れをとっている部分があれば、先駆的な役割を果たしている部分と連絡をとれるようにするなど、私たちは行動を起こす[[2]](#footnote-3)。

私たちは、市町村、業界、社会団体、そしてもちろん障害のある人自身と協力しながら、7つの行動指針（建物と住宅、労働、教育、交通、参加とアクセシビリティ、ケアと支援、組織としての国家）に基づいて、具体的なステップを踏み続けたいと考えている。

ハーグで政治的なボタンを押しても、アクセシブルでインクルーシブな社会は生まれない。必要なのは、より大きなアクセシビリティと参加を求める国民的な運動である。これを念頭に置いて、私たちは、行政にとってのパートナーである「同盟」（Alliance）（障害者問題に取り組む協力団体の広範なグループ）、オランダ市町村協会（the Association of Netherlands Municipalities）、産業団体であるVNO-NCW（訳注　オランダ最大の経営者団体。ほぼすべての大企業と約８割以上の中企業を含む185,000社が加盟。）およびMKB-Nederland（訳注　オランダ最大の起業家団体。約18万の中小企業・起業家が参加。）と積極的に協力しているが、これらの組織は、昨年、障害のある人の社会参加を促進するための計画を実施し始めた。私たちは、既存の質の高い計画や取り組みを継続して構築するとともに、必要に応じて、さらなる改善のために新たな具体的な措置を講じている。この動きを支援するために、私たちは人々を鼓舞してくれる事例を紹介し、具体的な取り組みを生み出し、それをより広く普及させることを支援している。また、この点で率先して行動している人々の物語を紹介している。

本行動プログラムの基礎は、国連の障害者権利条約である。オランダは2016年7月にこの条約を批准した。この条約は、社会における障害のある人の立場を改善することを意図している。結局のところ、人はみな違ってかつ平等で、誰もが制限なく参加できなければならない。

１. 参加への障壁

**分析と背景**

障害のある人の物語は、生活の多くの分野で、参加への障壁がまだ存在することを示している。このプログラムの目的は、その目に見える改善である。オランダには約200万人の障害のある人がいる。例えば、車椅子を使用していたり、盲導犬や杖を持っていたりと、目に見える障害のある人もいる。しかし、軽度の知的障害、失読症、自閉症など、目に見えない障害もたくさんある。このプログラムは、老いも若きも、高学歴者も低技能の人も、ほぼ介護不要の人も多くの介護の必要な人も、すべての人に変化をもたらす。

**障害の大きな多様性**

このように多様性があるため、「障害」(disability)という言葉の定義を与えることは困難である。さらに言えば、定義は汚名を着せる効果も持ちえる。

重要なのは、このプログラムがすべての障害に関係していることである（イラスト1も参照）。結局のところ、この条約自体も、いかなる区別もせずに、この広範で横断的な対象グループの見方を使用している[[3]](#footnote-4)。

|  |
| --- |
| 障害(disabilities) |
| 身体的(physical) | 精神的(mental) |
| 運動(motor) (動作(movement)) | 器官(organic) (慢性的異常(chronic disorder)) | 感覚 | 精神(mental)(理解(understanding)) | 心理社会 (psychosocial)(行動(behaviour)) |
| 視覚(visual) (盲/視覚障害(blind/visually impaired)) | 聴覚(auditory)(ろう/聴覚障害(deaf/ auditory impaired)) |

イラスト 1 - WHO-ICF 障害の多様性（2001年）、Mulier 研究所作成

**障壁の全体像**

障壁はさまざまな分野に存在する。物理的環境、教育、雇用市場、（公共）交通などのほか、情報へのアクセス、コミュニケーションの方法、個人の扱われ方など。

国連条約は、これらすべての分野に適用される。これは、すべての公的機関、団体、企業が行動を起こさなければならないことを意味する。最初のステップは、既存の障壁を認識することである。

|  |
| --- |
| **具体的・日常的な場面で大切なこと。** |
| アクセス可能なウェブサイト、アプリ、ポータルで情報を見つけられること。 |
| はっきりとした、わかりやすい言葉で情報が得られること。 |
| レストラン、小売店、博物館、コンサート、自然保護区、お祭りなどを訪れる際に、できる限り障壁が少ないこと。 |
| 公共交通機関を利用して自立的に移動できること。 |
| 教育や就労の平等な機会があり、学校や雇用市場で受け入れられていると感じること。 |
| 自立した生活の機会 |

このプログラムでは、さまざまな種類の障害に焦点を当てている。日常生活では、障害の種類に応じてさまざまな種類の障壁を経験することになる。

**既存の障壁に関する数値**

調査によると、平均して、障害のある人は、障害のない人に比べて社会参加度が低い。

これは、障害のある人自身の選択や好みの結果であることもある。しかし、この数字は、障害のある人がどのような障壁に直面しているかを明確に示している。

|  |
| --- |
| **障害のある人とない人の差** |
| 一般人口の74%が、近隣の施設を定期的に利用している。身体障害のある人の場合は66％、精神障害のある人の場合は40％となっている。(Nivel participation monitor 2008 - 2016, April 2018) |
| 障害のある人は、ない人に比べてスポーツへの参加が少ない。毎週のスポーツ活動とスポーツクラブの会員に関する数値は、基本的に約15％の差がある。(RIVM ambitions and barriers in terms of sport, 2017) |
| 一般人口の61%が定期的に公共交通機関を利用しているのに対し、身体障害のある人では54%、精神障害のある人では44%となっている。(Nivel participation monitor 2008 - 2016, April 2018) |
| 一般人口の70%が有給の仕事を持っている。身体障害のある人ではこの割合は29％、精神障害のある人では35％となっている。(Nivel participation monitor 2008 - 2016, April 2018) |

２. 自分の希望と能力に基づいて参加できること

**本プログラムの目的と目標**

このプログラムの目的は、障害のある人が他の人と同じように、自分の希望と能力を反映した形で社会に参加できるようにすることである。このプログラムの主な目標は、障害のある人の参加を妨げている障壁の数を顕著に減少させることである。

政府はこの目的を多くの企業や団体と共有しており、プログラムの実施中および管理レベルで、できるだけ多くの関係者と協力している。

**具体的な目的**

- 障害や慢性疾患のある人の協力団体である「同盟」は、政府機関、施設、団体による政策の開発と実行に際して、専門家の活用に弾みをつける。

- オランダ市町村協会は、今後2年間、障害のある住民の限りなき参加に焦点を当てた市町村の取り組みを奨励することに力を入れる。そのために、例えば、主導的な25の市町村と協力して、既存の取り組みをより大きく、より目に見えるものにしていく予定である。他の市町村はこれを見て学び、刺激を受けることができる。また協会は、市町村がよりインクルーシブな社会に向けて歩み出すのを支援したいと考えている。

- 産業団体であるVNO-NCWとMKB-Nederlandは、アクセシビリティの重要性についての認識を高めたいと考えている。また、障害のある人が利用できる選択肢を広げ、産業界におけるインクルーシブな考え方を促進することも目的としている。目標は、5万人の産業界の人々にこの考え方を届けることである。

私たちは、このプログラムの進捗状況を把握するための監視方法を開発しつつある（第5章参照）。これを使って、障害のある人が自らの希望と能力に基づいて社会により参加できるようになったと認識しているかどうかなど、私たちの共同の目的の焦点を評価する。また、この監視は、行動指針に沿った何らかの対策が取られたかどうかを把握することもできる。

**特定の分野での活動**

障害のある人自身が参加しているオランダ人権機関（Netherlands Institute for Human Rights）の2017年の年次報告書は、政府がすべての関係者や団体とともにこの目的を段階的に実施したいと考える、6つの行動指針を決定する重要資料となった。行動指針は、「建物と住宅」、「労働」、「教育」、「交通」、「参加とアクセス」、「ケアと支援」、「組織としての国家」である。

目標を達成するための取り組みは、以下の行動指針を踏まえて行われる。

1. 　「**建物と住宅**」の行動指針では、建物のアクセシビリティを向上させ、障害のある人にとって十分かつ適切な住宅や居住形態を確保することを目標とする。

2. 　「**労働**」の行動指針では、インクルーシブな労働市場に役立つために、職業上の障害のある人の常勤職の機会を増やすことを目標とする。そのため仕事を作り、訓練、ジョブコーチ、職場改修などの適切な支援を組織することが必要である。

3. 　「**教育**」の行動指針では、すべての子どもがそれぞれのニーズに合った教育を受けられるようにすることを目標としている。もう一つの目標は、生徒や学生が支援や監督をより簡単に見つけられるようにすることである。

4. 　「**交通**」の行動指針では、移動を必要とする障害のある人が、より自立して公共交通機関を利用できるようにすること、および対象グループ交通（transport for target groups）を改善することが目標である。そのためには、信頼性の高い、利用しやすい情報の提供や、公共交通と対象グループ交通との接続を強化することなどが必要である。

5. 　「**参加とアクセス**」の行動指針では、スポーツ、文化、図書館、メディア、選挙などの分野で人々が参加する機会を増やすことを目標とする。また、アクセス可能なウェブサイトやアプリの数を徐々に増やし、政府機関やその他の団体が提供する情報をよりアクセスしやすく、理解しやすくすることも目標である。

6. 　「**ケアと支援**」行動指針では、アクセシビリティを確保し、質の高いケアと支援を提供することを目標とする。これは、生活全般の生涯にわたる障害のある人が社会に参加するための主要な前提条件である。

7.　　 　「**組織としての国家**」の行動指針では、中央政府がインクルーシブ社会におけるアクセシブルな組織となることを目標としている。これは、政府の建物やウェブサイト、情報やシステムへの物理的なアクセスを確保することだけでなく、雇用主としての国がすべての従業員に開かれていることを意味する。

これらの7つの行動指針は、オランダが国連条約の実施の基礎としているテーマを漏れなくまとめたものではない。他にも数多くのテーマで取り組みが行われている。これらの他のテーマへの取り組みも、国連条約に関するオランダの取り組みの報告に反映される[[4]](#footnote-5)。政府は、7つの行動指針を選択し、それらの分野で具体的な目標を達成し、人々のための目に見える改善を実現するというアプローチをとった。

**短期目標と長期目標**

国連条約が私たち社会に提示している課題は、一日で完了するものではない[[5]](#footnote-6)。一方で、短期的な目標を設定し、具体的なステップを踏むことが求められている。他方、国連条約に基づいて長期的に行うべき仕事を意識し、長期的な視点に立って、障害のある人自身が提唱する課題を議論し続けなければならない。もちろん、この目的を完全に実現するには、このプログラムの期間を超えなければならないことを理解している。国連条約の重要な原則である「私たちぬきに私たちのことを決めないで」は、短期的な行動と長期的な対話の実施の中心である。私たちがどのようにこのプログラムを実施しようとしているかについての詳細は、実施戦略（第4章）に記されている。

３. 7つの分野におけるアプローチ

**本プログラムの行動指針**

**行動指針に書かれている取り組みの核心**

本章では、各行動指針の目標を達成するための最も重要なステップを説明する。これは、それぞれのテーマのすべての取り組みを十分に説明するものではないが、この行動指針には、関係者と協力して徐々に進めていきたい方策や、監視されるべき結果の、最重要点が書かれている（第5章参照）。

**一般的な優先事項としての意識向上**

人々が直面する障壁について理解することは、すべての行動指針にわたる優先事項である。この意識向上には、政府機関、企業、団体が、アクセシビリティを向上させるための解決策を見出す際に、障害のある人の参加を促すことも含まれる。このようにして、国連条約が少しずつ政府機関、企業、団体のDNAとなっていかなければならない。

**建物と住宅**

「建物と住宅」の行動指針では、建物のアクセシビリティを向上させ、障害のある人にとって十分かつ適切な住宅や住居形態を確保することを目標としている。内務・王国関係大臣は、建築分野のアクセシビリティ行動計画で、新築および既存の建物の両方を改善するための取り組みを開始した。新築の場合は、建築プロセスの最初からアクセシビリティを考慮することができるが、既存の建物の場合は、改修・改装工事が建物のあるべきアクセシビリティを適切に見直すよい機会となる。

建物のアクセシビリティを向上させる際には、第一に、既存の法規制の枠内で、関係者間の自主的な合意に基づいて行うことが原則である。また、内務・王国関係大臣は、十分な進展が見られない場合には、例えば、公衆がアクセス可能な建物を改築または改修する際に、アクセシビリティの改善を命じる補足的な法令を実施する必要があるかどうかを検討するとしている。

建物のアクセシビリティとは別に、住居・生活環境の良好なアクセシビリティは、インクルーシブな社会の実現に不可欠である。これは主に地域や分野（住宅業界）の責任である。政府は、必要な前提条件を整えている。

「建物と住宅」の行動指針の具体的な対策は、特に以下に焦点を当てている。

**1. アクセシブルな改築・建築作業のための明確な指針**

建築業界のアクセシビリティ行動計画の一環として、アクセシブルな建築・改修工事のための明確で、かつ広く支持される指針が、建築業界、オランダ市町村協会、専門家（experts　訳注　障害当事者のこと）およびそれらを代表する組織と（政府と）共同で策定されつつある。行動計画に関わるすべての関係者は、明確で、広く支持される指針が欠けており、その作成が重要だとしている。このようなわかりやすい指針があれば、開発や建築に関わるすべての人にとって、ある建物が適切にアクセシブルとなっているかどうか、また、既存や新しい建物でどのような対策を講じなければならないかが明確になる。この指針は、誰もが利用できるように適切にアクセシブルであることが重要である。

- 　　今後2年間（2018年～2019年）でこの指針を作成することを意図している。

**2. 十分な数の、適切で利用できる住宅の奨励**

高齢障害者を含む多くの障害のある人は、できるだけ長く自分の家で、慣れ親しんだ環境で暮らしたいと考えている。そのためには、適切な家に住めるようにすることや、新しい居住ケアが利用できるようになることが重要である。障害のある人が自立した生活を送れる（続けられる）かどうかは、さまざまな要素に左右される。住宅の適切性に加えて、必要なケア、社会的つながり、障害の種類や重さなどの要因が影響する。

地域レベルでは、障害のある住民に影響するような変化を生み出すことができる。需要と供給の概要を地域レベルで描き出すことができる。市町村はこれをもとに、障害のある人のための十分な数の、適切な住宅の供給を実現するために、住宅公社、市場関係者、介護事業者、市民と協定を結ぶ。これに加えて、市町村は、「ケアつき住宅」（living with care）を住宅の将来像の一部とすることができ、また、住宅公社に何を期待するかを明確に示せる。こうして住宅公社は、具体的な事業契約（入居者組織との間の契約を含め）にこの期待を盛り込むことができる。国は、内務・王国関係大臣と保健福祉スポーツ大臣がまもなく下院に提出する「住宅とケア行動指針」を通じて、この努力を地元の当事者に奨励し、支援する。

この行動指針は、保健福祉スポーツ大臣が設定した「自宅で長く」事業と、内務・王国関係大臣が多数の団体と共同で提示した「住宅計画」の両方の一部である。

**3. 新築アパートに対する建築令の追加アクセシビリティ要件に関する研究**

建築業界のアクセシビリティ行動計画に含まれる活動に加えて、内務・王国関係大臣は、建築令（the Buildings Decree）において新築アパートにいくつかのアクセシビリティ要件を追加することが可能であり、望ましいかどうかを評価する。また、内務大臣は、支援つき住居（assisted living residence）に外部スペース（バルコニー、庭）の設置を義務付けることが可能で、かつ望ましいかどうかを評価する。

**4. 公共空間のアクセシビリティをめぐる隘路（あいろ）の洗い出し。**

アクセシブルな公共空間の提供は、主に地方や地域レベルの機関の責任である。市町村以外では、商品・サービス分野の企業も利用者自身も重要な役割を果たしている。誰が何に責任を負うのかは必ずしも明確ではなく、関係者がアクセシビリティの欠如と障害のある人へのその影響に気づいていないことも多い。そこで政府は、オランダ市町村協会の協力を得て、関係者との協議会を開催する。もちろん、障害のある人もここで重要な役割を果たす。協議の目的は、公共空間のアクセシビリティに関連してどのような問題があるかをより効果的に特定し、どのような解決策が可能かを探ることである。

アクセシビリティ分野における意識向上と専門性の促進について、以下の好例がある。

- 　オランダ建築業協会（Trade Association of Dutch Architects）は、建築家とクライアントを対象とした「すべての人のデザイン」（Design for all）」修士クラスを開設している。「オランダの建設」（Building the Netherlands）組織は、このクラスを学会のカリキュラムとして認可している。

- 　2018年後半には、内務・王国関係大臣と政府主席建築官が、カリキュラムにおけるアクセシビリティに焦点を当てた大学や応用科学大学との会合を開催する。

- 　「ユトレヒトの建物では、誰もが予定した用途に応じて、自分がやりに来たことをできるようにしなければならない」。これは、ユトレヒト市が開発した「ユトレヒト・アクセシビリティ基準」の目的であり、保守、改修、建設時の開発プロセスにアクセシビリティ基準を組み込んでいる。この基準は、建築業界全体に広く普及させることができる認識と専門知識の開発の一例である。

-　 遊び場グループは、障害のある子どもとない子どもからなるテストチームとともに、すべての子どもにとって遊び場をより利用しやすくする方法を助言している。この遊び場グループは、オランダの障害児財団の取り組みによって生まれた。

**労働**

障害のある人は、障害のない人の2倍以上仕事を持たない割合が高く、仕事を見つけ、続けるための支援も十分ではない。「労働」の活動指針では、インクルーシブな労働市場に貢献するために、職業上の障害のある人に通常の仕事に就く機会をもっと与えることを目標としている。このようにして、政府は、インクルーシブな雇用市場の創出に向けて行われている現在の努力を継続していく。この課題の枠組みの中で、政府は、市町村、従業員保険機関、全国利用者自治会（the National Client Council）、IederIn（「すべてのひとを中に」（Everyone In）（インクルージョンを求める運動団体）、社会的パートナー（労働組合、雇用主団体AWVN、企業団体VNO-NCWおよびMKB-Nederland）と緊密に連携している。具体的な施策は以下の通り。

**1. 雇用機会の拡大**

政府、雇用主、従業員は、「2013年社会合意」（2013 Social Agreement）において、職業上の障害のある人の雇用機会を増やすことに合意した。

目標基準

* 政府部門の雇用主は、2024年に25,000人分の新たな雇用を創出するために、毎年段階的に行動しなければならない。
* 市場部門の雇用主は、2026年に10万人分の新たな雇用を創出するために、毎年段階的に行動しなければならない。

合意されたこれらの数値が達成されない場合は、割当雇用制度が有効になる。保護雇用（sheltered employment）の年間目標は、各市町村に任される。

政府は、現在失業している障害のある人に、仕事を見つける機会を増やすことが重要だと考えている。できれば通常の仕事を、それが不可能な場合は保護雇用を。政府は、参加法（Participation Act）に賃金（支払）免除条項（wage dispensation instrument）を導入することで、これを促進したいと考えている。これにより、雇用主にとっては障害のある人を受け入れるための手段がより簡便になり、また賃金免除に基づいて従業員が行う仕事が経済的に価値のあるものであることが保証される。市町村は、利用可能な資源を使って、障害のある人の就職を支援しなければならない。4月26日、2018年3月27日の賃金補償に関する一般覚書は、下院で広範に議論された[[6]](#footnote-7)。 この議論の中で、議員は、法案の準備を見越して、様々な点についてより詳細な検討を求めた。この詳細な検討は現在進められている。その過程で、政府と利用者団体を含むすべての関係者は、この制度をどのように構築するのが最善かを検討する。

**2. 従業員サービスの向上**

障害関連給付制度を利用している人は、再び自分で長期の仕事を見つけるのが難しいことが多い。彼らの中には、訓練が提供される仕事とつながらない人もいる。このため、部分障害のある労働者の労働再開および障害保険（若年障害者）法に関連して、従業員保険機関による給付対象者への個人サービスに3,000万ユーロが追加で提供される。さらに3,000万ユーロが、労働の再開を支援するための訓練の実験に利用される。これに加えて、地域での協力関係を改善し、学校から労働へのよりスムーズな移行を実現するために、中等特殊教育や実技教育を行う学校の連合組織と、雇用主、市町村によるプロジェクトが2017年末に開始された。このプロジェクトは2019年末まで続く予定である。

**3. 雇用主サービスの向上**

地域レベルでの雇用主支援は、就職が困難な求職者と雇用機会をマッチングさせるために非常に重要である。地域の就職あっせん機関（regional work placement branches）は、この点を考慮して協定を結んでいる。「仕事との出会い」（Match with Work）プログラムは、雇用市場の地域における雇用主サービスの調整に焦点を当てており、夏以降、社会・雇用担当の国務長官は、このプログラムによる進捗を下院に報告する。特に介護の分野では、「介護分野で働く」活動プログラムが、従業員保険機関と市町村の指導のもと、障害のある人の介護分野での仕事の機会を増やすのに役立っている。

**4. 就労関係サービス支給の改善**

手話言語通訳者、ジョブコーチ、職場改修などの職場での配慮は、障害のある従業員が長期雇用を見つけるのに役立つ。しかし実際には、これらの配慮の普及を妨げるいくつかの障壁がある。だからこそ、何が隘路になっているのか、それを解決するためにはどのような解決策が必要なのか、より鋭く焦点を当てていきたいと考えている。従業員保険機関では、今から2019年末までに改善を実現するための特別チームを編成した。

**労働分野での具体例**

- 　　従業員保険機関に通訳サービスの窓口を一本化する。これを規制する法案を2018年半ばに下院に提出する。この法案の実施にはこの分野の専門家や利益団体が関与する。

- 　　オランダ人権機関（The Netherlands Institute for Human Rights）は、支援対象者の一部はジョブコーチによる監督が不可欠であるとの見解を示している。また、政府は、個別的な監督は、職業上の障害のある人を支援する重要な手段だと考えている。ジョブコーチは、市町村や従業員保険機関が利用できる資源である。プログラム委員会は、「ジョブコーチで始めよう」(Getting started with job coaching)と題したパンフレットを発行している。社会・雇用省は、参加法の枠組みの中で、ジョブコーチの利用を監視している。

**教育**

「教育」の活動指針の目標は、すべての子どもがそれぞれのニーズに合った教育を受けられることである。もう一つの目標は、生徒や学生が支援や監督をより簡単に見つけられることである。これは、適切な教育の運用がうまく機能することで可能になる。

この活動指針では、以下のことに重点的に取り組む。

1. 　教育へのアクセスや通訳の面で生徒や学生にとっての障壁を特定し、軽減する。

2. よりインクルーシブな教育の具体的な内容を決定するために、関係者と協力して研究を行う。

3. 教育とケアのつながりを改善する。

このうち1と2の実質的な焦点は特に以下の通りである。

**初等・中等教育：**保護者、学校、教師が、よりインクルーシブな教育の意味をより明確にし、様々な学校間の協力を促し、個々に合わせた解決策を提供する機会を増やすことを目的とする。

**中等職業教育：**実際に必要とするすべての人への特別な支援を継続的に改善することを目的とする。支援への理解を広げ、見出しやすくするなど。

**高等教育：**応用科学大学やその他の大学において、学生への情報提供や相談支援を改善することを目的とする。

上記に関連して、以下のような話し合いや試行を開始している。

**教育での対話**

- 　　**初等・中等教育では**、学校、パートナー、ケア組織、親、生徒との対話が始まる。目的は、2019年の夏に、その後に取るべきステップに関して一緒に計画を設けること。

- 　　**中等職業教育では**、教育文化科学大臣が、FNO若者委員会、JOB、中等職業教育協議会、中等職業教育機関、中等職業教育を受ける学生、保健福祉スポーツ省を巻き込んで、中等職業教育を受ける学生が直面する障壁の調査を行っている。

- 　　**高等教育では**、応用科学大学協会、ISOとLSVbの学生組合、オランダ市町村協会、「障害と研究」（Handicap + Studie　高等教育の障害学生支援専門センター）、教育文化科学省が、2018年春に隘路について議論し、何を改善すべきかを確立し、この分析と得られた知見に基づいて共同のアプローチを決定する予定である。

**統合教育施設の実験**

- 　　今後数年間は、1つの学校で複数のタイプの教育を提供する統合施設に焦点を当ててゆく。2018-19学年度には、特別学校と一般(主流)校の生徒に統合教育（integrated education）を提供するための法制度の障壁をなくすための実験が開始される。2018年8月1日の時点で、10以下の先発グループで始める。次の年度には、関心があれば取り組み数を拡大できる（最大20まで）。実験の立ち上げには、学校や教育委員会が関わっている。地域の教育支援の質や提供の受けやすさへの効果が監視される。

**中等職業教育での（フォローアップ）相談支援の試行**

- 　　障害のある若年者については、学習の成功と雇用市場での長期的な地位を保証するために、（フォローアップ）相談支援に注意を払う必要がある。2018年中に、この分野横断的なフォローアップ相談支援の試行実験が地域で実施される予定である。

3つ目の部分は、夏までに詳細を詰める予定である。保健福祉スポーツ大臣と初等・中等教育・メディア大臣は、教育とケアの調和をより明確かつシンプルに整理するために、連立協定の概要を詳細に説明する手紙を下院に送付する。その過程で、教育時間中のケアの財源をより明確かつシンプルにすることに注意が払われる。また、利用者支援者（client supporter）や教育ケアコンサルタント（Education Care consultants）の配置を改善するなどして、保護者や学校をどのように支援するのがベストかを評価する。

**交通**

交通関連の活動指針では、移動を必要とする障害のある人が、より自立して公共交通機関を利用できるようにすること、また対象グループ交通（target group transport）を改善することを目標としている。また、様々な形態の対象グループ交通が改善され、相互の接続と、公共交通機関との接続が改善されることも重要である。ほとんどの公共交通機関や対象グループ交通は、地方自治体や州に地方分権化されている。これらの分権化されたレベルで、障害のある人の移動を向上させる取り組みが行われている。最も優先されるのは障害のある人自身のニーズであり、彼らとの緊密な協議が行われている。これは例えば、障害のある人が参加する様々な協議会で行われている。

私たちは、以下の対策を講じている。

**1. 停留所や駅のバリアフリー化**

近年、公共交通機関を独立して利用できるようにするために、多くの取り組みが行われている。例えば、ProRail（訳注　オランダの鉄道施設を保有管理する機関）のアクセシビリティプログラムでは、駅をアクセシブルにするために5億4,000万ユーロ（付加価値税を除く）が用意されている。また、国はバス停のアクセシビリティに8,700万ユーロを追加している。しかし、公共交通機関のアクセシビリティは、まだまだ改善の余地がある。そのため、公共交通機関の様々な部分のアクセシビリティ、特にバスやトラムの停留所のアクセシビリティについて、新たな目標値が設定される予定である。新たな目標値については、分権化された地方自治体との行政協定が2018年秋に結ばれる予定である。そのため、公共交通アクセシビリティ政令および公共交通アクセシビリティ規則は、これらの新しい目標値を考慮して2019年に改正される予定である。

- 　重要な目標基準は、2030年までに、ProRailがアクセシビリティプログラムによってすべての駅をアクセス可能にすることである。このプログラムは、さまざまな部分で構成されている。

- 　プラットフォームの高さと車両との距離を修正し、ほとんどを水平な乗り場とする。

- 　リフトやスロープの建設。

- 　「様々な対策」とは、駅で視覚障害のある人のためにすでに完了している対策（誘導線の設置など）を含む。

**2. より高いレベルでの使いやすさと、より統合された対象グループ交通**

これらの実現に向け、対象グループ交通と公共交通機関に関する行動プログラムで様々なテーマに取り組む。

インフラ・水管理省は、まず、この対象グループに特化した「サービスとしての移動」（MaaS, Mobility as a Service）の開発を利用することに注力している。2つのMaaS試行事業では、関連する条件が検討されている。旅行者が目的地に到着して帰宅するまでの道のりを、より自由にコントロールできる機会を提供することに重点が置かれている。

障害のある人との緊密な協議のもと、対象グループ交通と公共交通機関の行動プログラムを継続的に開発することは、保健福祉スポーツ省とインフラ・水管理省の課題である。行動プログラムで具体的な施策を展開する際、彼らのニーズを考慮しなければならない。

専門家との協議により、特に以下のようなニーズが明らかになった。

- 　公共交通機関のアクセシビリティに関する情報の改善

- 　対象グループ交通の様々な形態（社会支援法の輸送、Valys（訳注　障害のある人の旅行を支援する団体のサービス）、学生輸送、長期介護法の輸送）をあまり厳密に区別しないこと。

- 　近隣バスの導入で、公共交通機関が利用できなくなることを回避すること。

- 　可能であれば、公共交通機関において、運動障害以外の障害、すなわち視覚障害、聴覚障害、精神障害、心理障害にもより配慮する。

- 　対象グループ交通の受給資格評価を一回だけにする。

- 　いつどのような交通手段が最も適しているか、個人が管理し選択できるようにする。

- 　公共交通と対象グループ交通を組み合わせた旅行を簡単にするための簡便な支払い方法。

- 　対象グループ交通の信頼性と予測可能性の向上、公共交通機関での処遇の改善。

行動プログラムの枠組みの中で行われる初期の活動は、以下に焦点を当てる。

- 　アクセシブルな移動に関する情報の改善

- 　優良事例が広く普及されるよう、ノウハウを交換する。

- 　対象グループ交通に関するデータの標準化

- 　社会支援法の下での輸送とヴァリス交通（Valys）の単一のトラベルカードの適切な接続。

**交通の分野での具体的な例。**

- 　　公共交通と組み合わせて対象グループ交通を改善・更新する取り組みが、多くの市町村や地域で行われている。例えば、コントロール・センターが多くの場所に配置され、人々がいろいろな交通手段を利用する場合でも、中央の一箇所で旅程を組めるようになっている。また、学生輸送と社会支援法に基づく輸送の同時発券や、Valysの発券のように対象グループ交通と公共交通のリンクなど、新しい発券の例もある。

- 　　オランダ鉄道では、新しい車両を調達する際に、障害のある人が介助なしで列車に水平に乗降できることなど、多くの重要な要件を考慮している。また、優先席を設けるなどの対策も行っている。

- 　　アクセシブルな旅行に関する情報も改善される。2018年オランダ鉄道はProRailと協力し、旅行アプリでアクセシブルな旅行に関する情報を提供する予定である。

**参加とアクセシビリティ**

これまで、「住宅」「労働」「教育」「交通」の領域で、具体的にどのような作業を行う必要があるかを見てきた。これに加えて、障害のある人の社会参加の機会を増やすためには、他の多くの領域にも課題や機会がある。それらの領域でも、具体的な施策を進めている。

**1. よりアクセシブルなスポーツ**

障害のある人は、障害のない人に比べて、スポーツへの参加率やスポーツクラブへの入会率が低い。私たちは、障害のある男女がクラブに参加し、スポーツを楽しむことができるようにしたいと考えている。これは、「スポーツ協定」(Sports Agreement)の一部である。また、スポーツ施設を建設・維持する企業を対象とした施策に、アクセシビリティ誘導策を盛り込んでいる。さらに、NOC\*NSF（オランダ・オリンピック・パラリンピック委員会、オランダスポーツ連盟）の「限りなくアクティブ」（Active without Limits）プログラムもある。

- このプログラムの目標基準の一つは、2019年に約43の地域協力体制を全国的な体制にすることである。これは障害のある人のスポーツや運動に関する需要と供給を一致させようとの考えである。また、430カ所でのスポーツと運動活動の提供を改善することになっている（1つの協力体制につき平均10カ所）。

**2. 文化への参加の障壁を減らす**

文化施設や活動の中には、いまだに障害のある人が利用できないものがある。調査によると、（身体的）障害のある人は、障害のない人に比べて、文化活動への参加率が低い。政府は、障害のある人が平等に文化施設を利用し、文化活動に参加できることが重要だと考えている。その目的は、障害のある人とない人の間の文化への参加の差を減らすことである。

文化分野をインクルーシブにするための現在の施策は、特に、文化施設の改修・建築許可申請をアクセシビリティの観点から評価すること、「国立文化教育・アマチュア芸術専門センター」を通じた知識の共有、「文化参加基金」を通じた文化活動分野のプロジェクトへの資金提供などに重点を置いている。

また、本プログラムの枠組みの中で、特別な努力がなされる。教育・文化・科学大臣は、文化へのアクセスについて、関係者や利益団体と共同で取り組むことを目指している。今年は、隘路を特定し、フォローアップのもち方を決定するために、この問題に関する円卓会議が開催される。

**3. アクセス可能なウェブサイト、ポータルサイト、アプリの数を増やす**

ウェブサイト、ポータルサイト、アプリは、障害のある人にとって必ずしもアクセシブルではない。私たちは、障害のある人が介護関連の予約などを自分で（介助なしで）行うことができるように、また、オンラインでの買い物がより簡単にできるようになることを望んでいる。そのため、公共・準公共の組織には、アクセシビリティに関する要求事項を遵守する措置が義務付けられており、これに関するアクセシビリティ報告（accessibility statement）を公表しなければならない。重要な取り組みのひとつとして、介護分野でアクセシビリティを先頭にすることが挙げられている。

もう一つの目標基準は、2018年7月1日の「デジタル・アクセシビリティ政令」の発効である。この政令では、政府機関のウェブサイトやモバイルアプリは、以下の日程で政令に準拠しなければならないと規定される。

- 2018年9月23日以降（ママ）に公開されたウェブサイトについては、2019年9月23日までに。

- 2018年9月23日以降（ママ）に公開されたウェブサイトについては、2020年9月23日までに。

- モバイルアプリケーションについては、2021年6月23日までに。

**4. わかりやすい情報提供方法のさらなる活用**

政府は、「言葉で数える」（オランダ語：Tel mee met Taal）行動プログラムを活用して、例えば、（軽度の）精神障害に関連する可能性のある機能的読み書き障害（functional illiteracy。訳注　読み書き計算能力が日常生活や就労面で実用的でない状態）との闘いと予防にさらなる弾みをつけている。このプログラムでは、政府や他の団体が提供する情報をより分かりやすくする良いアイデアも生まれている。これらのアイデアは、国連条約に関連する活動を通じて、より広く取り上げられ、公表されている。

例えば、機能的読み書き障害のある人たち10グループが、日常生活でどのような問題に直面し、どのように解決したかを競い合う大会が開催された。受賞した2グループとともに、（政府は）これらのアイデアをどのように実現できるかを評価している。

**5. すべての投票ブースをアクセス可能にし、投票時に適切な支援を**

内務・王国関係大臣は、保健福祉スポーツ大臣とともに、障害のある有権者の選挙プロセスのアクセシビリティを向上させるための2つの施策を発表した。

- 1つの重要な目標基準は、2019年1月1日の法律の変更で、すべての投票所が身体障害のある有権者にとってアクセス可能でなければならないと規定する。

また、精神的な障害のある有権者に対して、投票所の職員による支援など、投票ブースでの支援を認める可能性を評価するために、オランダ人権機関やオランダ選挙管理委員会など、関連する利益団体・機関との協議が今後行われる予定である。内務・王国関係大臣は、これらの協議の結果を本年末に下院に報告する予定である。

**6. アクセシブルなメディアと図書館への継続的な取り組み**

私たちは、障害のある人が書籍、新聞、雑誌、テレビ番組にアクセスできることが重要だと考えている。これを可能な限り保証するための法的枠組みが整備され、さまざまな関係者が取り組んでいる。

**図書館**

公立図書館制度法に基づき、オランダ国立図書館は読書障害のある人のための図書館サービスを担当しており、教育・文化・科学省が資金を提供している。これを実現するために、オランダ国立図書館は「自分に合った読書」（Reading that Fits）図書館サービスに補助金を出し、（デジタル）図書館サービスの提供を委託している。読書障害があると申告した人は、「自分に合った読書」図書館サービスに登録して、適応した読書フォーマット（オーディオブック、点字、大活字、組み合わせ読み）の書籍、新聞、雑誌を借りることができ、また、救援読書やオーダーメイドの読書（relief and tailor-made reading）などの特定のサービスを受けることができる。

その他にも公共図書館によって、障害のある人向けに、「自分に合った読書」や大活字本、音読活動など、さまざまなサービスが提供されている。また、2018年より公共図書館のアクセシビリティ指針を更新するキャンペーンも行われている。これは図書館にとって、建物、蔵書、デジタルサービス、物理的サービス、コミュニケーションのアクセシビリティを向上させるための具体的なツールとなる。

情報、一般的な読み物、教材に可能な限りこの資源からアクセスできるようにするため、様々な関係者が行動計画を作成した[[7]](#footnote-8)。

**放送局/ネットワーク**

メディア法に基づき、放送局/ネットワークはろう者・難聴者向けの番組に字幕を提供する義務がある。国営の公共放送局は、オランダの番組の95％にろう者・難聴者向けの字幕をつける法的義務がある。これは、オランダの公共部門放送であるNPO（オランダ公共放送）により行われる。国内で運営されている商業放送局/ネットワークは、番組の50％に字幕を付ける義務がある。このようにオランダ政府は欧州の規制以上のことを行っている。

公共放送局/ネットワークは、字幕の質を向上させるために継続的に取り組んでいる。また国営の公共放送局/ネットワークが放送する多くの番組では、手話言語が利用できる。

オランダの公共放送は、自主的に音声字幕を提供しており、この分野では長年のリーダー的存在である。全国規模で運営されている商業放送局/ネットワークは、任意で音声字幕を提供している。

また、オランダの公共放送局では、音声解説を自主的に提供している。オランダ政府の目的は、オランダの公共放送局が徐々に、かつ自主的に音声解説を提供する番組を増やしていくことである。

**ケアと支援**

ほとんどすべての障害のある人は、ケアと支援のサービスを利用している。ある人にとっては、これは家庭医（GP）や病院などによる医療ケアを意味し、またある人にとっては、補助器具の申請など、市町村による支援を意味する。また、介護保険者が地区看護師などの形でケアを提供する場合もある。ケアと支援は本来一時的なもので、治癒と回復を目的とすることもあるが、かなりの割合の人々が生涯にわたり生活全般にわたるケアと、自宅または施設での支援を必要としている。ケアと支援は、社会支援法（Social Support Act）、青少年法（Youth Act）、医療保険法（Healthcare Insurance Act）、または長期介護法（Long Term Care Act）に基づいて提供される。

生涯にわたり生活全般にわたる障害のある人にとって、良好なアクセシビリティ、安価で質の高いケアと支援は、社会に参加できるための主な前提条件である。（生涯にわたる）障害のある人は、アクセスの必要性が認識・承認されるべきである。そのためには、必要な専門家の組織化と、利用者のための最適な協力とに基づいた実施が必要である。このような実施は、ケアで終わるのではなく、利用者の意見に基づいて住宅、教育、労働、収入などの他の分野の支援サービスと連携させ、利用者がコントロールできるように支援する。また、利用者にとっての不確実性や官僚主義を最小限に抑える。

こうして、政府はケアと支援の改善に全面的に力を注いでいる。この継続的な関心は、さまざまなプログラムやケア契約の多くの活動に反映されている。このプログラムの枠内での行動指針では、障害のある人の生活を向上させるために、どのような具体的なケアと支援の措置が取られているかを明らかにしたい。

**1. ケアと支援へのアクセスの改善**

生涯にわたる障害があり、生涯にわたるケアと支援が必要であることが明らかであっても、自動的にそのケアが得られる保証はない。例えば、障害があることを何度も証明しなければならない。短期的な受給資格評価が行われているためである。このため不必要に不確実性が高く、見通しが立たない。また、どのような幅広い種類のケアや支援が必要か、十分な評価が行われない場合もある。どのようなケアと支援が必要かの評価には、専門的な知識が必要な場合がある。評価担当者が常に専門知識を利用できるとは限らない。

そのため、当事者との協議を踏まえつつ、実施パートナーとともに、このような観点からケアや支援へのアクセスを改善するために何が必要かを評価する。その目的は、障害のある人がその希望と能力に応じてケアと支援以外の社会の分野に参加できるよう、適切な支援を提供することである。

- 目標基準： 2018年末までに完了させる予定の調査を基に、実際にこれ実現するためにどのようなステップを踏んだかを評価する。

最近開始された「規制緩和されたケア」((Ont) regel de zorg)プログラムには、ケア利用者の行政的（手続き的）負担を軽減する措置も含まれている。その結果、ケアへのアクセスは、この新プログラムのこの点からも恩恵を受けることになる。

**2. 補助器具の提供に関する隘路の解消**

補助器具の申請や使用、住宅の改修、引っ越しなどの際に利用者が経験する問題を解決しなければならない。立証できる理由なく、適切な補助器具を何週間も待たされ、生活への参加が妨げられるようなことがどんな場合にも起こらないようにすることが非常に重要である。補助器具や住宅改修へのアクセスや、引っ越しの際に適用されるルールは適切に取り決められなければならない。誰に連絡すればいいのかを明確にしなければならない。その際、官僚主義や不必要な書類作成は避けなければならない。

そのため、2015年社会支援法の隘路に関する調査に基づき、最近、オランダ市町村協会との間で、次の分野で対策を講じることが合意された。市町村によるコミュニケーションの改善、補助器具調達ハンドブックの修正と使用の奨励、緊急時の対応の迅速化、補助器具の受け渡しプロセスの改善、エスカレーション（訳注　上司や上位機関に対応を引き継ぐこと）の利用の可能性と複雑な問題の決定を押し進める力の利用の改善など。また、多くの利用者が各種法律（2015年社会支援法、医療保険法、介護保険法）に基く補助器具を利用している。そこで2018年には、これらのすべての法律の実施可能な改善点について調査する。具体的な改善点をもとに、責任ある関係者との合意も含めて対策を講じていく[[8]](#footnote-9)。

**3. 利用者支援への追加投資**

社会支援法2015または介護法に基づく利用者支援（client support）は、障害のある人が自らの希望や能力に応じて社会に参加することを支援する上で重要な役割を果たす。連立協定では、利用者が生活のさまざまな分野（社会的支援、介護、収入、労働など）で前進できるよう、独立した利用者支援に追加投資を行うことが合意されている。

私たちは、利用可能な資源を活用して、3つの取り組みによって利用者支援の改善に取り組みたいと考えている。第一に、誰が支援を要請されたかにかかわらず、最初の接触点で利用者支援を組織すること。第二に、利用者支援の認知度を向上させ、恩恵を受けるべき人々がその存在を知ることができるようにする。第三に、必要に応じて、特定の対象グループに関する専門知識を向上させる。具体的には介護保険法のケースマネジメントに関連した試行事業を実施する。

改善可能な点の分析は、市町村、事業者、介護事務局、専門職、そしてもちろん関係当事者との協議により詳細に行われる。これにより、上記の3つの取り組みに沿って、利用者支援を改善するために今後数年間に実施される実際のステップの基礎が提供される。

**4. 若者へのケアと障害のある人のための生活全般にわたるケア**

他の行動プログラムも、障害のある人のケアと支援の改善に役立つ。

「若者のケア」プログラム[[9]](#footnote-10)には、子どもや若年者に提供される支援を目に見える測定可能な形で改善するためのさまざまな施策が含まれている。ここでとりあげる施策は、障害のある子どもと青少年に関連するものである。

青少年法は、精神的、身体的、または感覚的な障害、慢性的な心理的問題、または心理社会的問題をもつ18歳までの青少年の社会参加と自立的活動を促進する明確な義務を市町村に与えている。「若者のケア」プログラムの行動指針は、子どもや家族が若年者ケアを受けやすくすること、できるだけ多くの子どもが家庭で育てられるようにすること、すべての子どもに最適な成長の機会を提供すること、弱い立場にある若年者が自立するための支援を充実させること、若年者の成長が危ぶまれた場合に若年者をよりよく保護すること、若年者支援の専門職の技術向上にむけて助成することなどに関連している。

障害のある人へのケアと複合ケアのプログラムは、夏以降に発表される。障害ケア・複合ケアプログラムは、生涯にわたり生活の全分野にわたるケアと支援を必要とする障害のある人とその近親者への適切なケアと支援の提供に関するものである。このプログラムでは、提供されるケアの質の向上、ケアの要求との適合性の向上、特定のグループへのケアと支援の改善、近親者への支援の強化に焦点を当てる。

**組織としての国**

政府部門は、インクルーシブな社会の中でのアクセシブルな組織でありたいと考えている。これは、国家として以前から取り組んできたことである。その目的は、障害のある人にとっての組織（雇用主およびサービス提供者）としての国のアクセシビリティの向上に取り組むことである。これは、政府の建物やウェブサイト、情報やシステムへの物理的なアクセスを提供することだけでなく、雇用主としての国が、障害の有無にかかわらず、どのような従業員に対しても、その能力に応じた仕事ができるように開かれていることを意味する。テクノロジーは、障害のある従業員が仕事をする際に、その作業を容易にし、支援するために使用することができる。今後数年間、政府部門は、この行動指針の中で4つのテーマ、すなわち、良好な雇用慣行、建物とその周辺、情報、調達に焦点を当てたいと考えている。そのために、障害の有無にかかわらず、積極的にアイデアを提供し、参加したいと考えている従業員と協力していく。

**1. 各省庁の雇用行動計画**

国は、魅力的な雇用主でありたいと考えている。もちろん、職業上の障害のある従業員についても同じである。そのためには、障害のある人に平等な機会を与え、政府内の役職に就けるようにすることが必要である。しかし、社会雇用省が実施した2回目の評価では、政府が2016年の雇用目標を達成できなかったことが明らかになった。その目標実現に際して多くの問題が発生した。そのため、現在、対策が講じられている。2017年秋には、クォータ制度の発効に伴い、すべての省庁が、この対象グループの雇用を創出する行動計画を作成するよう求められた。政府は、夏までに問題解決のための対策を決定する。

**2. 官公庁のアクセシビリティと使いやすさ**

政府は、庁舎の物理的バリアフリー化は当たり前のことと考えている。しかし、実際にはそうなっていないことが多い。庁舎のアクセシビリティを向上させるために、さまざまな活動を開始している。ハーグでは、省庁の建物のアクセシビリティをさらに向上させるための対策がとられている。その結果、中央政府不動産局は、管理している残りの不動産リストについても対策を講じる必要があるかどうかを検討している。また、建築業のアクセシビリティ行動計画の施行に関連して、中央政府不動産庁は、独自の基準とその適用をどの程度まで改善できるかを評価している。

**3. すべての政府ウェブサイトをアクセス可能に**

政府の情報は、すべてのオランダ人を対象としている。そのため、誰もがこの情報にアクセスできるようにすることが特に重要である。政府の情報やコミュニケーションのアクセシビリティについては、現在も取り組んでいるが、政府は今後数年間でさらに重点的に取り組んでいきたい。内務・王国関係省は、政府のウェブサイトのアクセシビリティ要件の遵守を監視している。また、デジタル資源や製品（ウェブサイトやアプリなど）の調達に関わる政府契約において、アクセシビリティ要件がより具体的に合意される予定である。

2018年7月1日に「デジタル・アクセシビリティ政令」が発効することは、中央政府にとってもう一つの目標基準である。この政令では、政府機関のウェブサイトやモバイルアプリは、以下の日程で政令に準拠しなければならないと規定されている。

-　 2018年9月23日以降（ママ）に公開されたウェブサイトは、2019年9月23日までに。

- 　 2018年9月23日以降（ママ）に公開されたウェブサイトは、2020年9月23日までに。

- 　 モバイルアプリケーションは、2021年6月23日までに。

**4. より社会的に責任のある調達**

製品、サービス、労役を調達する際、国は環境や社会的側面への影響を考慮する。これを「社会的責任のある調達」または「持続可能な調達」という。社会的責任調達は、就職困難者の雇用創出などの政策目標の実現に、調達を通じて貢献する可能性をもたらす。

４. 共に歩む具体的ステップ

**本プログラムの実施戦略**

プログラムの実施戦略では、まず、国連条約の目的を達成するために、以前から行われてきた取り組みを、このプログラムがどのように継続していくかを説明する。さらに、多くのパートナーが、個々の努力の効果を高めるために、このプログラムにどのように協力しているかを説明する。最後に、保健福祉スポーツ省がこのプログラムの実施をどのように調整しているかを説明する。

**I. 築き上げた基礎の上での追加的な具体的ステップ**

このプログラムは、国連条約の実施に向けて行われた最初の作業ではない。条約の批准に向けて、関連するすべての法律と規制が監査された。これに基づき、「障害または慢性疾患を理由とした平等な扱いに関する法律」が拡張・改正され、「アクセシビリティ政令」が導入された。同法の第2条aでは、政府、企業、団体は、「過重な負担（disproportionate burden）とならない限り、障害や慢性疾患のある人のための一般的なアクセシビリティを徐々に確保しなければならない」としている。政令では、すべての部門に対し、アクセシビリティを向上させるための活動や措置に関する行動計画を策定するよう求めている。

国連条約の批准後、多くの関係者や団体とともに最初の実施計画が作成された。この計画には、国連条約の目的を共同で実現するために、政府、市町村、団体、企業が取るべき最初のステップが含まれている。それに続いて、「建築業界のアクセシビリティ」の行動計画が作成され、2018年1月18日に発表された。

また、2016年から2018年にかけて、障害のある人が直面する障壁や、どのようにすれば物事が違ってくるのかについて、一般の人々の認識を深めるためのさまざまなキャンペーンが行われた[[10]](#footnote-11)。その実施計画とそこで実施された活動は、国連条約のさらなる実施のための基礎を築いた。この基礎は、さらなる具体的なステップを踏むための出発点であり、私たちは、すべての関係者をつなぐ本行動指針を描くことでその次のステップを実現している。結局のところ、多くの場合、実施に責任を持つのは地方や地域レベルの行為者である。また（この行動指針は）、多くの市町村、団体、企業、分野によってすでに開始されてきた運動を強化、拡大している。私たちは、良い事例をもとに、遅れをとっていたり、アプローチの開発に助けを必要としている関係者や分野を奨励している。この計画には、活動と対策が含まれているが、行政のパートナーや障害当事者を含むこれらすべての関係者とともに、追加のアイデアを開発し、実行するための招待状でもある。

しかし、行動だけでなく、もっと多くのことが求められている。国連条約には、短期的には段階的な計画に組み込めないが、非常に価値のある課題も含まれている。そのため、このプログラムでは、具体的な活動に加えて、考察や社会的な議論を必要とするテーマが課題として取り上げられている。例えば、障害のある人の生活における独立したコントロール、自律性、自己決定に関する問題など、特定のテーマにおいて包摂性（inclusivity）とは実際に何を意味するのかという問題が挙げられる。調整役である保健福祉スポーツ大臣は、関連する利害関係者を招いて議論する予定である。

**II. 政府がボタンを押すのではなく、パートナーとの協働による**

**体験を通じての専門家とともに**

インクルーシブな社会に取り組む上で最も重要なパートナーは、もちろん、実際に影響を受けている人々である。そのため、各行動指針では、この専門家との適切な対話を重視している。行動指針は、これらの人々とともにさらに発展させ、実行していく。こうして、社会をよりアクセシブルにするための個々に合わせた（tailor-made）解決策を生み出せる。

体験によって専門性を身につけた専門家との議論は、どこでも変化を生み出せる場面で行われ、既存の政策が開始されたり、意図された政策が策定される場合、地方では市町村とともにまた、各分野では企業や分野の協会との間で、また政府内では関連テーマに取り組む政策立案者との間で行われる。

統括組織である保健福祉スポーツ省は、経験による専門家を参加させる責任があり、障害や慢性疾患のある人の協力組織である「同盟」と定期的にこの問題を話し合っている。

**経験による専門性に関連した協力活動**

- 　　私たちは、「私たちぬきに私たちのことを決めないで」の実践を支援するために、さまざまな活動を開始している。

- 　　保健福祉スポーツ省は、必要に応じて「経験による専門家」との対話を開催することで、行動指針内の他省庁などを支援している。

- 　　障害や慢性疾患のある人の協力組織「同盟」は、障害者政策の立案に際しての「経験による専門家」からの意見を、より強く、より専門的なものにするためのプロジェクトを組織している。例えば、研修会の開催、支援窓口の設置、報酬指針ツールキットの開発などを行っている。

**行動指針の関係者と**

行動指針の内容は、国内で何をすべきかに焦点を当てている。これらのテーマに日々取り組んでいる多くの関係者によって、変化が生み出されている。その活動は、障害のある当事者の日常生活に変化をもたらすことを目的としている。そのためにはどうすればいいのかは、関係者の日々の協力があって初めてうまくいく。このプログラムでは、学校、交通事業者、スポーツクラブ、建築・開発関係者など、多くの人々との協力とつながりが追求される。中央政府は、特定のテーマが必要とするものに応じて、計画、奨励、推進に責任を持つ。

**行動指針での協力の例**

- 　　**市町村と**：地域のパートナーと協力して、市町村はインクルーシブ社会の推進役となることができる。地域のパートナーとは、起業家、事業開発者、経験による専門家（障害当事者）、利用者自治会、社会支援法評議会などを意味する。屋外、ショッピングセンター、スポーツクラブの食堂など、地域で障壁を取り除く機会はいくらでもある。市町村や地域の関係者は、住宅、仕事、教育の分野でも、重要な役割を果たせる。

- 　　**業界と**：関係者は、業界内でも連携できる。例えば、障害のある顧客への業界全体で提供されるサービスや、設備や施設のアクセシビリティを改善できる。また、障害のある人が同僚として尊重されるインクルーシブな職場を作ることもできる。

- 　　**交通の領域で**：交通分野では、交通事業者と経験による専門家との間で協力関係が築かれる。この協力で、段階的に停留所のアクセシビリティや旅行者への情報提供を改善できる。

- 　　**教育の領域で**：地域のさまざまな学校が協力して、障害のある生徒の学習や勉強の機会を増やすことができる。

**行政にとってのパートナーと**

最初から参加していたパートナーは、プログラムの目的を実現するために引き続き積極的な役割を果たす。障害や慢性疾患のある人の協力団体「同盟」（体験に基づく専門家を代表して）、オランダ市町村協会（市町村を代表して）、企業団体VNO-NCWとMKB-Nederland（産業界を代表して）は、それぞれの役割、責任、可能性に基づいて、このプログラムで私たちが実現したいと考える目的に貢献している。保健福祉スポーツ大臣は、これらの関係者と共同でもたらされた進捗状況について、定期的に議論している。

この目的に対する協力者の貢献は以下の通りである。

**1. 先駆的な市町村との協力**

オランダ市町村協会は、「同盟」と協力して、国連条約の実施に関して主導的な役割を果たしている25の市町村を選出する。行動指針のすべてのテーマについて、多数の先駆的（frontrunner）市町村が選ばれる。オランダ市町村協会は、先駆的市町村がお互いの「舞台裏」を知ることで、お互いに学び、アプローチの違いから刺激を受け、直面した問題から学び、成功要因を共有する機会を提供したいと考えている。

また、先駆的市町村は、よりインクルーシブな社会に向けた発展のために、地域の市町村や特定のテーマを持つ他の市町村を巻き込む。オランダ市町村協会は、すべての市町村がそこから 学ぶことができるように、成功事例や学んだ教訓をウェブページやその他のコミュニケーション手段を用いて公表している。

**2. 「みんなはひとりのために、ひとりはみんなのために」の効果**

先駆的市町村の他にも、国連条約に積極的に取り組んでいる、または取り組もうとしている市町村がある。オランダ市町村協会は、他の市町村とのリンクの確立、例えば学習ネットワークの立ち上げ、市町村訪問の実施などにより、このような市町村がこの目的の達成への支援を受けられるようにしている。このようにして、オランダ市町村協会は、「みんなは一人のために、一人はみんなのために」の効果を生み出し、最終的にはすべての市町村が、誰もが参加できる社会の実現に向けて取り組むようにしている。市町村が国連条約とその背景にあるテーマについての知識を深めるために、ファクトシート（概況報告）、パンフレット、指針を通じて、すべての市町村に情報が提供される。

**3. 地域インクルージョン計画**

市町村は、インクルーシブな社会の構築に取り組む法的責任を負っており、国連条約の実施は、社会支援法、青少年法、参加法に規定されている。市町村は、地域インクルージョン計画（local inclusion agenda）を策定することで、この責任を果たすことができる。そこで、オランダ市町村協会は、地域インクルージョン計画の作成支援に特に力を入れたいと考えている。その目的は、地域インクルージョン計画の質を高めることである。市町村での取り組みの発展をより深く理解するために、オランダ市町村協会は、最近の地方議会選挙後に締結された連合と市町村間の協定（coalition and municipal agreements）の実態調査を実施したいと考えている。この調査により、どの市町村がインクルージョン計画または同様の計画を協定に盛り込んでいるかが明らかになる。

**4. 地域アクセシビリティ試行事業の立ち上げ**

オランダ市町村協会、市町村、専門家、VNO-NCW、MKB-Nederlandは、商店街や娯楽街をアクセシブルにする地域アプローチを開発するために協力している。商店街での一連の試行事業を立ち上げ、企業や障害のある人への集中的かつ直接的な働きかけを行い、他の場所でも使える、わかりやすい具体的な指針を作成する。

**5. 様々な分野での行動計画**

VNO-NCWとMKB-Nederlandは、知識の普及に加えて、企業がアクセシビリティを向上させ、それに伴ってサービスの質を高めるためのビジネス上の実践的な解決策や優良事例を提供したいと真剣に考えている。VNO-NCWとMKB-Nederland、および各分野の団体は、アクセシビリティ向上に関する情報や指針を、2020年までに小売業と接客・娯楽業の少なくとも50,000社の加盟企業に提供するための行動計画を策定している。

他のすべての先駆者とともに

行動指針に基づくアプローチと行政のパートナーによる取り組みは、よりインクルーシブな社会への動きに重要な貢献をしている。しかし、さらに多くのことが行われている。そのため、政府は、このプログラムの目的と目標を共有し、具体的な成果に貢献できる、その他の多くの関係者との協力を模索している。私たちは、進行中の他の取り組みや、そこで行われた優良事例とのつながりを探すことで、この協力の拡大を実現しつつある。

社会では、アクセシビリティや「ただの参加」（just to participate）の機会を増やすために、数多くの優れた取り組みが行われている。このような先駆者たちに保健福祉スポーツ省がアプローチし、彼らのアイデアが、本プログラムからの具体的な支援を受けて継続的に発展・実施する方法を一緒に検討する。このような取り組みは、行動指針のアプローチを強化するかもしれず、またまだ知られていない新たな課題につながるかもしれない。その結果波及効果が生まれ、よりインクルーシブな社会に向けた動きが強まり続ける。

**III. 実施の調整**

このプログラムで政府は、障壁の少ない社会の実現を目指している。障害のある人も参加しやすく、自分の生活をどのように組み立てたいかについて、現在よりも多くの選択をすることができる社会である。アクセシビリティと参加は、社会のあらゆる分野に影響するため、この課題は政府全体の責任である。社会全体が国連条約の実施に責任を持っている。中央連絡先は、調整役である保健福祉スポーツ大臣である。彼は、国連条約の特定のテーマや内容を、政府やその他にとっての課題として取り上げる。

国の仕事の一つは、国連条約をすべての関連する政策プログラム、法律、規制の課題にすることである。すべての大臣は、条約の実施という観点から、自らのテーマについて説明を求められる。つまり、すべての大臣は、それぞれの政策分野とそれに関連するコミュニケーションに責任を持ち続ける。保健福祉スポーツ省は、政府の全体的な目的を監視し、内容に関するすべての成果を結びつけることによって（例えば知識や情報の共有、コミュニケーション戦略の設定、優れた実践例の普及など）、そしてまた必要に応じて関係者を引き合わせることによって、プロセスを調整する。

同じ課題は、市町村、企業、各分野の団体（各分野の協会が重要なまとめ役となる）にも当てはまる。保健福祉スポーツ省は、国連条約の課題を見取り図の上に示し、その際、国内での認識を高め続ける役割を果たす関係者と協力する。他の大臣や密接な協力者とともに、保健福祉スポーツ大臣は調整大臣として、条約の実施を奨励、支援する。

その目的は、国連条約が、その実施に責任を負う政府機関、企業、団体、関係者のDNAの一部となり、障害のある人が実際に直面する問題を人々が認識し、完全参加に必要なものは何かについての議論に障害のある人が一層容易に参加できるようにすることである。

**IV. このプログラムの中で誰が何をするのか？**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要素 | 行動項目 | 調整 |
| 行動指針 |  |  |
| 1. 建物と住宅
 | * アクセシブルな改築・建築工事のための明確な指針
* 十分な数の適切で利用可能な住宅を奨励する
* 新築アパートに対する建築令の追加アクセシビリティ要件の検討
* 公共スペースのアクセシビリティに関連する隘路のリストアップ。
 | 内務・王国関係省 要素によっては、保健福祉スポーツ省と協力。 |
| 1. **労働**
 | * 雇用の増加
* 従業員サービスの向上
* 雇用主サービスの向上
* 就労支援の支給の改善
 | 社会雇用省 |
| 1. **教育**
 | * アクセスしやすさとカリキュラムの観点から、生徒や学生にとっての障壁を特定し、軽減する。
* よりインクルーシブな教育の探求
* 教育とケアのつながりの改善
 | 教育文化科学省 |
| 1. **交通**
 | * より利用しやすい停留所や駅
* より高いレベルの使いやすさと、より統合された対象グループ交通
 | インフラ・環境省要素によっては、保健福祉スポーツ省と協力 |
| 1. **参加とアクセシビリティ**
 | * より多くのアクセシブルなスポーツ
* 文化への参加に対する障壁の軽減
* アクセス可能なウェブサイト、ポータルサイト、アプリの数の増加
* 理解しやすい情報手段の利用の拡大
* すべての投票ブースをアクセス可能にし、投票時に適切な支援を行う
* アクセシブルなメディアや図書館への継続的な取り組み
 | 保健福祉スポーツ省　(調整)要素によっては、内務・王国関係省、教育文化科学省 |
| 1. **ケアと支援**
 | * ケアと支援へのアクセスの改善
* 補助器具に関する隘路の解消
* 利用者支援への追加投資
* 若年者へのケア、障害のある人の生活全般の~~る~~ケア
 | 保健福祉スポーツ省 |
| 1. **組織としての国家**
 | * 各省庁の雇用行動計画
* 政府機関のアクセシビリティと使いやすさ
* すべての政府ウェブサイトをアクセス可能に
* より社会的に責任のある調達
 | 内務・王国関係省 |
| **市町村** | * 25の先駆的市町村
* 学習ネットワークの組織化／「みんなは一人のために、一人はみんなのために」の効果
* 地域インクルージョン計画の設定を支援
 | オランダ市町村協会 |
| **(産業)分野** | * 様々な分野での行動計画（50,000人の産業人に働きかける）
* 地域アクセシビリティ試行事業の立ち上げ
 | VNO-NCWとMKB-Nederland |

**V. プログラムの実施のための法的手段の概要**

**国連障害者権利条約**

2006年12月13日にニューヨークの国連本部で作られた。2016年7月14日にオランダが批准。この条約の目的は、「すべての障害のある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、および確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進すること」である[[11]](#footnote-12)。

**障害や慢性疾患を理由とした平等な扱いに関する法律**

この法律は、「社会への平等な立場での参加を促進し、障害や慢性疾患を理由とした差別から人々を保護する」ことを目的としており、政府機関、団体、企業に対して、効果的な修正（effective modification）を行うことを義務付けている（第2条）。さらに同法は、政府、企業、団体に対し、障害や慢性疾患のある人のための一般的なアクセシビリティを漸進的に確保するよう求めている（第2条a）。これらの義務は、実施する側にとって過重な負担とならない限り適用される[[12]](#footnote-13)。

**アクセシビリティ政令**

アクセシビリティ政令は、障害や慢性疾患のある人のアクセシビリティを向上させるために、各部門（sector）がどのように取り組むかを行動計画に記載することを各部門に求めている。これらの行動計画は保健福祉スポーツ大臣に送付され、大臣は各部門の進捗状況を監視することができる[[13]](#footnote-14)。

**市町村の法的責任（Van der Staaij氏とBergkamp氏による修正）**

市町村は国連条約の実施において重要な役割を担っているが、それは主に、障害や慢性疾患のある人に関してより多くの任務と責任を与えられているからである。この修正では、市町村は、2015年社会支援法、青少年法、および参加法に基づいて定期的に採択される計画の中で、地域の状況を踏まえた国連条約の実施にどのように取り組むかを記述しなければならないこととされた。より具体的には、これは地域インクルージョン計画（local inclusion agenda）に発展させることができる。修正案の提出者は、障害のある人とその代表組織が政策の策定に関与することを明確に規定した[[14]](#footnote-15)。

５. 監視

このプログラムの目的は、障害のある人が他の人と同じように、自らの希望と能力を反映した方法で社会に参加できるようにすることである。このプログラムの主な目標は、障害のある人が遭遇し、その参加を妨げている障壁の数を明らかに減少させることである。監視は、この目的を達成し、この主目標の実現に必要なステップを踏むために、このプログラム内の全員の努力の効果に焦点を当てる。プログラムを監視することにより知識や洞察が生まれる。必要に応じてそれを用いて、行われた努力を途中で調整することができる。

私たちは、さまざまな方法でこのプログラムの効果を監視する。

**障害のある人の経験が中心**

中心的な監視テーマは、人々が自らの希望と能力に基づいて社会に参加できるかどうかである。これは、プログラムの全体的な目的の監視である。この監視は、障害のある人の経験を出発点とする。この監視では、住宅、仕事、教育、交通、周囲の施設など、日常生活における人々の経験の総和に明確に焦点を当てる。この監視で鍵となる質問は、「人々は自分の希望や能力に応じて、よりよく参加できていると実感しているか」である。

-　　　　目標基準は、2018年末までに、プログラム期間中の人々の経験の発展を監視する基礎となるベースライン測定値をともにまとめることである。このベースライン測定値を設定する際には、人々の経験に関する既存データを可能な限り利用する。

**行動指針の取り組みの進展**

プログラムの各行動指針は、特定の方法で監視される。この監視は、各行動指針の対策の進捗状況と、プログラムの目標の実現についての洞察を提供する。この監視での鍵となる質問は、「人々が経験する障壁が減ったという結果が達成されているか？」である。結果の達成をどのように表現するのがよいか、行動指針ごとに評価が行われる。その方法は行動指針ごとに異なる。達成された結果の実際の数字に焦点を当てることもあれば、対象グループがどのように結果を体験したかに焦点を当てることもある。例えば、障害のある人の正規職の数、教育における生徒や学生の経験、アクセス可能な旅行（電車による）の割合、アクセス可能な投票ブースの割合、アクセス可能なウェブサイトやアプリの数などが挙げられる。

**実施戦略のプロセス指標**

さらに、本プログラムの実施戦略が、目的の実現とプログラムの目標達成に役立っているかどうかを示すプロセス指標（process indicator）がある。これらの指標は、例えば、アクセシビリティと参加に向けた全国的な動きが実際に起きているかどうかなどの問いに対し洞察を提供する。とりわけ、行動指針に関して中央政府と地方のパートナーとの間で生じた協力関係や、経験による専門家（訳注　障害のある当事者のこと）との適切な対話が行われているかどうかの評価が含まれる。また、市町村協定にインクルージョン計画を盛り込んでいる市町村の数や、各業界の行動計画とそれが届けられた企業の数なども評価する。

**運用**

監視は、プログラムの期間中に運用される。その際、監視活動に役立てるために、関連する（実用的な）知識やデータにアクセスできる関係者と協力することが試みられる。

私たちは、監視活動の様々な部分が、必ずしも明確な画像を提供するとは限らないことを認識している。建物が物理的に利用しやすくなり、情報がわかりやすい形で提供されても、障害のある人自身の経験では、平等に社会に参加することができない場合がある。そのため、プログラム期間中は、対象グループとの対話にますます注意を払わなければならない。対象グループは、正しいことをしているかどうかの問いに答えようとする私たちに、鏡を掲げてくれる。

さらに、監視の観点からは、国連条約の取り組みは現在進行中の課題であり、この政権の任期後も存続するということを認識することが重要である。このプログラムは、2018年から2021年に向けて、目標を定めた推進力を生み出す。このプログラムを監視することで、参加を妨げる追加の障壁や残された障壁についての知識を深めることができる。また、これらの障壁を取り除くために、どのような追加作業や対策が必要なのかをより深く理解することができる。

６. 計画スケジュール

**計画スケジュール**

私たちは、国連条約を実施することで、これまでとは異なる考え方や行動様式を社会の中に生み出したいと考えている。このプログラムでは、2018年から2021年にかけて、より良い、よりインクルーシブな社会を実現するという中心的な課題のために、具体的かつ目標を定めた推進力を提供する。

行動指針に示されている施策は、それぞれ独自の計画スケジュールを持っている。可能であれば、（中間的な）結果が期待される時期の情報も書かれている。プログラムの第2章に示されているように、国連条約から生じる長期的な課題にも注意が払われる。

プログラムの進捗状況は約束通り毎年下院に報告される。これは毎年夏前に行われる。

 （翻訳：佐藤久夫、高島恭子）

1. 'UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in the Netherlands 2017' Annual Report of the Institute for Human Rights [↑](#footnote-ref-2)
2. 'Confidence in the Future' Rutte III coalition agreement dated 10 October 2017, p. 15 [↑](#footnote-ref-3)
3. The preamble to the UN Convention states: 'Recognizing that disability is an evolving concept and that disability results from the interaction between persons with impairments and attitudinal and environmental barriers that hinders their full and effective participation in society on an equal basis with others,' [↑](#footnote-ref-4)
4. A commitment has been made to submit an annual progress report to the House of Representatives and a periodical international report to the UN committee for this UN Convention. [↑](#footnote-ref-5)
5. Explanatory Memorandum to the Convention Sanctioning Act p.11: 'The Convention indicates that work will have to be continually carried out on (additional) progressive realisation.' [↑](#footnote-ref-6)
6. Parliamentary Papers II, 2018-2019, 34352, 98 [↑](#footnote-ref-7)
7. A round table has been set up which is participated in by the following institutions: Oogvereniging, Vereniging Onbeperkt Lezen, Dedicon, National Library of the Netherlands, NUV, VIVIS (Visio and Bartiméus partnership), Kennisnet and the Ministry of Education, Culture and Science. [↑](#footnote-ref-8)
8. Parliamentary Papers II 2017/18, 32 805, no. 61. [↑](#footnote-ref-9)
9. Parliamentary Papers II 2017/18, 34 880, no. 3. [↑](#footnote-ref-10)
10. Examples are Participating with a disability/National government (<https://www.zeteenstreepdoordiscriminatie.nl/wie-doen-mee/campagne-meedoen-met-een-handicap>) and The Netherlands Unlimited/ Dutch Association for the Disabled (<http://www.nederlandonbeperkt.nu/>) [↑](#footnote-ref-11)
11. http://bit.ly/vn-verdrag [↑](#footnote-ref-12)
12. http://bit.ly/wgbh-cz [↑](#footnote-ref-13)
13. http://bit.ly/besluit-toegankelijkheid [↑](#footnote-ref-14)
14. http://bit.ly/vdstaaij-bergkamp [↑](#footnote-ref-15)